

令和7年度医療機能情報提供制度に係る定期報告における留意事項について
～病院・診療所（特定機能病院及び歯科診療所を除く）向け～

令和7年度より、別制度の「かかりつけ医機能報告制度」の報告が開始されることに伴い、「医療機能情報提供制度」に係る定期報告の入力画面において、裏面のとおり、注意喚起画面、かかりつけ医機能報告に関する画面項目及びかかりつけ医機能報告取込ボタンが表示されます。

詳しくは、千葉県ホームページ「医療機能情報提供制度について」に掲載するG-MIS操作マニュアル（定期報告）等を御確認ください。

＜URL＞<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/sidou/iryoujouhouteikyouseido.html>

※別制度の「かかりつけ医機能報告」につきましては、千葉県ホームページ「かかりつけ医機能報告制度」を御参照ください。

＜URL＞<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/kakaritsukeihoukoku/index.html>

【参考事項（Q & A）】

Q 1 定期報告時、かかりつけ医機能報告取込ボタンを押下した際、「取込可能なかかりつけ医機能報告データがありません」と表示されますが、どのように対処すればよいですか。

A 1 医療機能情報提供制度の報告の際、かかりつけ医機能報告を報告完了していない場合にはかかりつけ医機能報告取込ボタンを押下した際に、取込データがない旨のメッセージが表示されます。以下の手順でご対応をお願いいたします。

（1）別制度の「かかりつけ医機能報告」の報告状況をご確認ください。

「かかりつけ医機能報告制度」の報告状況が、〈未報告〉、〈報告中〉、〈再報告中〉、〈取り消し〉の場合、報告の提出が完了していないため、正常に報告を完了させたのち、報告状況が〈報告済〉、〈再報告済〉、〈確認完了済〉のいずれかであることを確認してください。

（2）「医療機能情報提供制度」の報告において、かかりつけ医機能報告取込ボタンを押下したのち、報告を正常に完了させてください。

Q 2 定期報告時、かかりつけ医取込機能ボタン押下後、画面から入力されたデータを修正することができません。どのように対処すればよいですか。

A 2 「医療機能情報提供制度」の報告の際、かかりつけ医機能報告取込ボタンを押下後に、「医療機能情報提供制度」の報告画面からかかりつけ医機能報告取込機能により入力されたデータの変更はできません。以下の手順でご対応をお願いいたします。

（1）別制度の「かかりつけ医機能報告制度」の報告画面から、該当データを修正してください。

（2）「医療機能情報提供制度」の報告画面から、かかりつけ医機能報告取込ボタンを押下し、修正後のデータが反映されていることを確認してください。

【裏面に続く】

【定期報告の入力画面】

G-MIS操作マニュアル（定期報告）の該当ページのみ抜粋しています。詳しくは、G-MIS操作マニュアル等を御確認ください。

※ 別制度の「かかりつけ医機能報告制度」の対象である病院・診療所のみ、以下の画面等が表示されます。

調査票入力画面

- ⑦ 調査票入力画面に遷移するとかかりつけ医機能報告取込を促すメッセージが表示され、「OK」ボタンをクリックします。

【注意】

「かかりつけ医機能報告取込」未実施時もしくは「かかりつけ医機能報告取込」の後にかかりつけ医機能報告データをかかりつけ医機能報告制度にて更新した場合に本メッセージが表示されます。

【補足：かかりつけ医機能報告に関する画面項目について】

- かかりつけ医機能報告日時
 - ・取込対象の最新のかかりつけ医機能報告データの報告日時を表示します。
- かかりつけ医機能報告取込日時
 - ・「かかりつけ医機能報告取込」ボタンがクリックされた日時が記録され、クリックされたときに更新されます。

- ⑧ 赤枠内の青字の「かかりつけ医機能報告取込」ボタンをクリックしてかかりつけ医報告機能取込確認画面を表示します。

【補足：「かかりつけ医機能報告取込」ボタンについて】

報告状況が「報告中」、「再報告中」の場合、「かかりつけ医機能報告取込」ボタンがクリックでき、報告情報の入力・修正が可能となります。

かかりつけ医機能報告取込確認画面

かかりつけ医機能報告取込完了画面

- ⑨ 「OK」ボタンをクリックすると、かかりつけ医機能報告取込が実行されます。また、かかりつけ医機能報告取込完了画面が表示されます。

- ⑩ 「OK」ボタンをクリックして、画面を閉じます。

【補足：かかりつけ医機能報告取込対象のデータが存在しない場合】

かかりつけ医機能報告取込を実行した際に取込対象データが存在しない場合、かかりつけ医機能報告取込完了画面が表示されず、取込対象データが存在しない旨の注意喚起画面が表示されます

調査票入力画面

【補足：「かかりつけ医機能報告取込」ボタンについて】

「かかりつけ医機能報告取込」ボタンは、かかりつけ医機能報告制度にてあらかじめ報告された以下項目の取り込み対象詳細項目値を一括で取込むためのボタンです。

■ かかりつけ医機能報告取込対象詳細項目が存在する医療機能情報提供制度報告項目

- 2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス
- 2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）
- 2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）詳細
- 2. (1) かかりつけ医機能
- 3. 医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）
- 3. 医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細

【注意】

- ・「かかりつけ医機能報告取込」ボタンをクリックし、取り込んだ場合は上記対象項目のステータスがすべて「一時保存」になります。入力項目の詳細画面にはかかりつけ医機能報告の取込対象内容が入力された状態で、一部項目を除き編集不可になっています。必要に応じてその他詳細項目を入力して登録してください。

「かかりつけ医機能報告取込」ボタンをクリック後に、「かかりつけ医機能報告制度」の報告の取消・引戻しもしくは差戻された場合は「かかりつけ医機能報告制度」の報告を再度実施し、「かかりつけ医機能報告取込」ボタンを再度クリックしてください。